

債権の申出書の提出がなかったことの証明願の

郵送による受付について

平成24年10月22日より、債権の申出書の提出がなかったことの証明（営業保証金取戻し証明）の郵送による交付を希望する方に対して、郵送による受付を開始します。

なお、郵送の場合、約1週間の日数を要しますので、お急ぎの方は、従来どおり、窓口での提出をお願いします。

提出方法

郵送による提出を希望する方は、証明願に必要な事項を記入のうえ、下記の書類を必ず同封のうえ、簡易書留で郵送提出してください。

受付が終わりましたら、同封された封筒により簡易書留で証明書を返送します。

債権の申出書の提出がなかったことの証明

- ① 証明願（2部）
- ② 営業保証金取戻し公告届控えのコピー
- ③ 大阪府証紙500円（現金不可）
- ④ 返信用の封筒
（基本料金+簡易書留分の切手を貼り、送付先住所を記入のこと）
- ⑤ 昼間に連絡が取れる電話番号と連絡者名を記入したメモ

★取戻し権者確認のため、必要に応じて上記以外の書類をいただくことがあります。

★証明日についての注意事項

官報掲載日の6ヶ月後の応答日までが債権の申し出期間となり、証明については、この応答日の翌日以降でないとできません。ただし、応答日が休日となる場合、応答日の次の開庁日までが債権の申し出期間となりますので、ご注意ください。

◆ 郵送先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎内
大阪府住宅まちづくり部 建築振興課宅建業免許申請受付窓口
株式会社パソナ

※送付封筒の表に「証明願在中」と朱書きをしてください。

TEL: 06-6941-0351（内線：3085・3088）

FAX: 06-4703-0540